

議案第 2 1 号

調布市道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 8 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

道路構造令及び都道における道路構造の技術的基準に関する条例の一部改正を踏まえ、自転車通行帯について定めるとともに所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例

調布市道の構造の技術的基準に関する条例（平成25年調布市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「停車帯」を「停車帯，自転車通行帯」に改め，同条第5項中「車道の幅員」を「車道（自転車通行帯を除く。）の幅員」に改める。

第5条第2項中「副道」を「副道（自転車通行帯を除く。）」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第7条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には，車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては，停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては，この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には，安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては，車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては，この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は，1.5メートル以上とするものとする。ただし，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては，1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は，当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定め

るものとする。

第8条第1項中「第4種の道路」を「第4種（第3級及び第4級を除く。次項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路（」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（」に改める。

第9条第1項中「自転車道」を「自転車道又は自転車通行帯」に改める。

第10条第1項中「自転車道」を「自転車道若しくは自転車通行帯」に改める。

第37条中「第7条」を「第7条，第7条の2第3項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に新設又は改築の工事中（新設又は改築の工事の設計に係る契約を締結したものを含む。）の道路については、この条例による改正後の調布市道の構造の技術的基準に関する条例第7条の2並びに第8条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。